

令和 3 年一般社団法人青森県歯科衛生士会定時総会開催報告

5 月 23 日(日)青森県歯科医師会館にて、昨年同様コロナ禍により密にならないよう委任状多数での定時総会の開催となり、下の議事が決議・報告されました。

令和 3 年 5 月 23 日現在の議決権のある社員総数 121 名
出席社員数(うち委任状提出 76 名) 86 名
理事総数 13 名 出席理事 10 名
監事 2 名 出席監事数 2 名

※定款 19 条の規定の定める定足数を満たしており、適法に定時総会は成立。

○議長 青森地区 松井美保子さん、副議長 青森地区 星洋子さん
○議事録署名人 松井議長、石田美穂子理事、阿保ひとみ専務理事

第 1 号議案 令和 2 年度事業報告(案)に関する件⇒質問等はなく承認された

第 2 号議案 令和 2 年度収支決算報告(案)に関する件⇒満場異議なく承認
可決した

第 3 号議案 令和 3 年度事業計画(案)について⇒満場異議なく承認可決した

第 4 号議案 令和 3 年度予算書(案)について⇒満場異議なく承認可決した

その他 石田会長から公社)日本歯科衛生士会から通達のあった下記について報告がされた

・歯科衛生士賠償責任保険制度総合生活保険について

保障内容が追加になりました。

【タイプ 1】5000 円。歯科衛生士賠償責任保険は業務遂行にあたって他人の

生命・身体を害し、責任を被る損害に対して例えば SC 中に怪我をさせた等に保険金が支払われます。又、私達が、針刺し事故等による B 型肝炎に感染し、治療を受けた場合等にも対応しています。

【タイプ 2】16340 円。歯科衛生士賠償責任保険と総合生活保険がセットになったタイプで災害時に被災地支援で怪我をした場合、又、新しく特定感染症(新型コロナ感染症を含む)保障が追加されました。

掛け捨てですが、認定歯科衛生士受講の条件になっておりますのでご案内させていただきます。途中加入は保険料をご確認ください。

・e-ラーニングの定額制受講プランについて

定額制(サブスクリプション)プラン 会員 1100 円/月 5300 円/6 月

詳しくは e ラーニングサイトに掲載されていますのでご覧ください。

会員外は 1800 円ですのでお得な設定になっています。

・マイナンバーカードを申請しましょう。

今後、保険証としての利用や、歯科衛生士就業の届出等に活用する議論が国で行われておりますので、国家資格免許お持ちの皆様ですから、きちんと公的手続きを済ませさせていただきますようお願い申し上げます。



公益社団法人日本歯科衛生士会

令和3年度 定時代議員会開催される

令和3年6月13日(日)：ステーションコンファレンス東京
コロナ禍で県外をまたぐ移動ができない状況の為、あらかじめ代議員の意向確認がなされ、本県は書面表決での議決権行使をさせていただきました事をご報告致します。議事録が届きましたら、また詳細をご報告させていただきます。

新会長は、吉田直美様が選任されました。

－会長挨拶－

この70年の歴史の中で、前会長をはじめ諸先輩、役職員たちが築きあげてこられました実績を踏まえ、本会のさらなる発展のために微力を尽くしてまいりたいと存じますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



現在、2025年に向け地域包括ケアシステムの構築が推進され、高齢者や要介護者を対象とするものから全世代型の地域包括ケアシステムへとシフトしてきております。これらに伴い歯科衛生士の役割は拡大し、歯科診療室内のみならず、あらゆる場において歯科衛生士の活躍が求められています。さらには、口腔疾患の治療だけではなく、口腔疾患予防、重症化予防、オーラルフレイル対策および健康づくりのための働きかけが歯科衛生士に求められます。このように少子高齢社会において歯科衛生士の業務拡大が見込まれますが、歯科衛生士の人材不足が言われて久しく、歯科衛生士の確保のための取り組みがされてきています。歯科衛生士の量の確保よりもさらに重要なのが質を上げ、質を保証することが重要です。このため、何よりも急がれるのが歯科衛生士の卒前卒後のシームレスな人材育成のための教育研修体制の構築です。また、全世代型の地域包括ケアシステムに対応しうる歯科医療職間の連携づくりと、さまざまな場で働く歯科衛生士の能力強化を支援し、生涯にわたる切れ目のない歯科疾患の予防・口腔健康管理の実施へ向けて歩み

を進めたいと考えます。

そのために、新体制の理事や委員、そして都道府県歯科衛生士会と力を合わせ、会員の皆様と社会の期待に応えていきたいと思っておりますので、今後ともご理解ご支援のほどを心からお願い申し上げます。

前会長の武井典子様は6月12日(土)ご逝去されました

本県が法人化した際には、記念講演をして頂き、祝賀会にご参加して下さいました。令和元年度に八戸にて北海道・東北ブロック連絡協議会が開催された際にも来青して頂きました。

ここに謹んでお悔やみ申し上げお知らせいたします。



令和3年度 年間計画表

月	日(曜)	行 事
6月	13日(日)	日本歯科衛生士会定時譜代員会 会報歯衛いんふおめーしょん21号発行
7月	11日(日) 29日(木)	第1回生涯研修(三八支部担当)古川慎二先生 (栄養士) 於：八戸保健医療専門学校 青森県学校歯科保健研究大会 於：県歯科医師会館
9月	5日(日) 18日(日)～ 30日(木)	防災の日訓練 19:00～(防災週間9/1～9/7) web開催)日本歯科衛生学会第16回学術大会 (岩手県担当)
10月	3日(日)	第2回生涯研修(上十三支部担当)森隆志先生(ST)
11月	7日(日) 16日(土)	理事会② 北海道・東北ブロックweb協議会(福島県担当)

	17日(日)	ブロック別災害歯科保健歯科衛生士フォーラム
12月	5日(日)	会報歯衛いんふおめーしょん22号発行
	12日(日)	日衛災害歯科保健歯科衛生士フォーラム(予定) 2回生涯研修(弘前支部担当) 戸原雄先生(歯科医師)
令和4年1月	10日(日)	理事会(3)
2月	19日(土)	日衛会長会(予定)
	20日(日)	日本歯科衛生士会歯科衛生推進フォーラム(予定)
3月		卒業生入会案内パンフ「スマイルサポーター」作成 おいらせ49号発行

※10/3・12/12の研修会は、コロナ感染症の拡大状況により、中止・延期になる場合がございます。開催の場合はマスク等感染対策をお願いします。

※青森支部担当生涯研修は準備中です



●会務から

住所、氏名、勤務先など変更、会誌掲載の会員福祉給付に該当する方は会務までお知らせください。

会員証に掲載されている会員番号、氏名などに間違いのある方は、ご連絡下さい。

問合せ：会務担当 岩川まで TEL 090-6785-5333

伝言板



●青森支部から

新型コロナウイルス感染拡大防止のため昨年に続き「歯と口の健康週間イベント」が中止になりました。また、青森市の1歳6か月児、3歳児健康診査も4月下旬から中止になっています。

ワクチン接種が進み一日でも早く終息してくれることを祈っています。嬉しいことに今年度他県より2名の転入会員がありました。是非次回の支部会でお会いしたいと思っています。開催日はメールにてお知らせいたします。たくさんの参加をお待ちしています。

問合せ：青森支部長 濱田まで tel 090-4884-9515

●弘前支部から

今年度もコロナ感染症の影響を受けながらのスタートでした。

6月開催予定の弘前大学 COI 岩木健診が8月に延期になり、無事に開催できることを願っています。

弘前支部担当の生涯研修が12月12日(日)に決まりました。

Webとハイブリッドの予定です。講師は日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック 戸原雄先生です。

この機会にぜひお聞きしたいということなどありましたら連絡ください。今年度もよろしくお願いいたします。

問合せ：弘前支部長 阿保まで tel 0172-37-0680

●三八支部から

三八支部報告 ・4月11日(日)支部会 フッ化物塗布事業説明会

・5月30日(日)支部会 歯と口の健康週間イベント 中止

今後の主な予定

- ・7月11日（日）第1回生涯研修 三八担当
- ・8月1日（日）東幸園歯みがき指導 予定
- ・9月5日（日）or 12日（日）支部会・ゼスプリ栄養セミナー
（もれなくキウイフルーツプレゼント）
- ・10月16日（土）～20日（水）八戸市健康まつり
- ・12月12日（日）東幸園歯みがき指導 予定していましたが、弘前生涯研修と重なったため変更あり。

会員の皆様のご協力をお願い致します。

問合せ：三八支部長 杉山まで tel 090-5830-6075

● 上十三支部から

昨年度同様、コロナ禍で予断を許さない状況下ですが感染対策を徹底しつつ、各事業など例年以上の派遣依頼があり4月から順次、なるべくお断りする事なく遂行しております。（「歯と口の健康展」はポスター掲示のみ）今後の予定は、支部会をwebで試みる事。（zoomアプリのダウンロードから個々に対応し、少人数で練習しております）

10月3日のwebと会場のハイブリッドで行う上十三担当生涯研修

「歯科衛生士のかかわりが重要！」
～高齢者の摂食嚥下リハと栄養療法～

講師 総合南東北病院 口腔外科
言語聴覚士 森隆志先生

是非、ご参加下さいませ！



問合せ：上十三支部長 日野口まで tel 090-4883-7532



濃厚接触者にならないために

濃厚接触に該当する状況の詳細（歯科医療）

基本的には、患者（確定例）がマスクを着用していなかった場合に準じる。

注水を伴う処置とは、

- ・ 歯の切削
- ・ 超音波スケーリング
- ・ 3way シリンジを用いた処置等である。



濃厚接触者に該当

- ・ 標準予防策に基づく個人用防護具のみ（sPPEに相当）
- ・ グローブ、サージカルマスクは着用しているが目の保護がない（sPPEに相当）
- ・ グローブ、サージカルマスク、目の保護を行っているが、注水を伴う処置を行った場合。（E-PPEに相当）

濃厚接触者に該当しない

- ・ 注水を伴わない処置において、サージカルマスク、グローブに加えて目を防護している。（E-PPEに相当）
- ・ 注水を伴う処置を行い、グローブ、目の保護に加えて、N95マスクを装着していた場合。（Full-PPEに相当）
- ・ 注水を伴う処置を行い、グローブ、サージカルマスク、目の保護に加えて、口腔外バキュームを使用した場合（E-PPEに相当）

出典：公益社団法人神奈川県歯科医師会新型コロナウイルス感染症対応室「歯科医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応指針 Ver.5（別冊）」より